

# 役員規程

社会福祉法人 ちどり福祉会

## 第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は社会福祉法人ちどり福祉会(以下、法人という)の定款に定める以外の服務、定年の取扱および報酬、その他役員に関する基本的事項について定めたものである。

2. 役員に関する事項で、法令、定款、理事会決議その他で特別の定めのない限り本規程による。

〔役員の設定〕

第2条 理事・監事は定款に基づく役員であり、役員等として評議員を含む。

〔役員の種別〕

第3条 役員は以下の各号の定めるとおりとする。

- ① 理事長
- ② 理事
- ③ 監事
- ④ 評議員

※ 本会は別途顧問をおくことができる。

## 第2章 服務

〔理念遂行〕

第4条 役員は業務の執行にあたって、以下の核号に定める事項を遵守する。

- ① 4つの法人理念の実現
- ② 社会福祉法人としての地域貢献
- ③ 社会福祉法人としての経営確立
- ④ 法令順守

〔禁止事項〕

第5条 役員は以下の各号に定める行為をしてはならない。

- ①職務上の地位を利用して、手数料・リベート・供応を受けるなど、職務の公正を害し、または害する恐れのある行為をすること。
- ②職務上の地位を利用して得た情報を利用し、不正な行為を行うこと。

### 第3章 報酬

[常勤役員]

#### 第6条

常勤役員報酬は以下の役員報酬規程の1号俸を開始号俸とする。60才以上は昇給しない。  
常勤役員報酬の支払い限度額は前年度末の理事会で承認を受ける。役員は定年は65才とする。

#### 【役員基本報酬額】

号俸	金額
1	386,000
2	392,000
3	398,000
4	404,000
5	410,000
6	416,000
7	422,000
8	428,000
9	434,000
10	440,000
11	446,000
12	451,000
13	456,000
14	461,000
15	466,000
16	471,000

2. 役員手当は以下の通りとする。

常勤役員	月額 100,000円
------	-------------

非常勤役員ならびに従業員兼務役員には役員手当は支給しない。非常勤役員については、第8条に基づき交通費を支給する。

3. 役員手当は、当月1日から末日まで算定期間とする。

#### 第7条 交通費

理事・監事・評議員は上記業務に参加の場合、その都度以下の表に基づき交通費を実費支給する。常勤役員ならびに、従業員兼務役員には支給しない。

地 域	金 額
東区・粕屋町・篠栗町	2,500円
新宮町・志免町・須恵町・博多区・中央区・南区・	2,750円
古賀市・宇美町・城南区・早良区・西区・大野城市	3,000円
春日市・太宰府市・筑紫野市・前原市・糸島市	3,250円
その他市外	3,500円

※役員が勤務の関係で、理事会・評議員会の開始に間に合うためにタクシーを利用した場合は、タクシー代実費を支給する。

第8条 本規程の適用に疑義が生じた場合は、理事会の決議による。本規程の改廃も同様とする。

附則 本規程は平成 27年 4月 1日に施行する。  
 本規程は平成 27年 10月 1日に改定する。  
 本規程は平成 28年 10月 1日に改定する。  
 本規程は平成 29年 4月 1日に改定する。